

再資源化物集団回収事業の実施にあたっての留意事項

【資源物の回収に関する事項】

1. 回収日は、なるべく市の資源物収集日を避けて設定してください。
2. 同一地区で複数の団体が集団回収を行っている場合は、回収地域や回収物などによるトラブルが発生しないように調整してください。
3. 回収時は、実施の目印となる旗などを用意してください。

【補助金交付申請】

○補助金の交付申請は下記のとおりです。

申請書類は、市から担当者宛てに送付します。

1回目（4～6月分）	6月上旬送付予定	7月初旬申請締切
2回目（7～10月分）	11月上旬送付予定	11月初旬申請締切
3回目（11～3月分）	3月上旬送付予定	3月末申請締切

【補助金交付】

○補助金の交付手続きは下記のとおりです。

「補助金交付決定通知」は、市から担当者宛てに送付します。

1回目（4～6月分）	8月中旬送付予定
2回目（7～10月分）	12月中旬送付予定
3回目（11～3月分）	4月下旬送付予定

【その他】

1. 回収した資源物の収集業者を決めて、収集方法や収集日などを調整してください。
参考⇒四街道市再資源化事業協同組合TEL043-433-4647
2. 収集業者から必ず仕切書（引き渡した資源物の品目および重量等を記載した書類）を受け取ってください。
※補助金の交付申請の際に必要なになります。

【禁止事項】

1. 集積所からの抜き取り（持ち去り）行為
※自区内の集積所に排出された資源物も同じ
2. 事業所（自動販売機に設置された回収ボックスを含む）からの回収
※事業所から排出されるごみについては原則として事業者の責任で処理することになっていきますので、本事業の補助の対象とはなりません。